

乗務員教育記録簿用紙

西北交通株式会社

乗務員への指導・監督の記録

実施月日 令和8年5月7日

時間 9時15分～10時30分

場所 北上本店営業所

検  
印

非公開

非公開

営業所名 北上本店営業所 矢巾営業所

【一般的な指導事項】

- ①事業用自動車を運転する心構え
- ②バス運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと
- ③事業用自動車の構造上の特性
- ④乗車中（運行中）の旅客の安全を確保（シートベルトの着用等）するために留意すべき事項
- ⑤旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ⑥主として運行する経路若しくは、経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑧運転者の運転適性に応じた安全運転の指導
- ⑨交通事故に関わる運転者の生理的（睡眠不足等）及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ⑩健康管理の重要性
- ⑪安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑫ドライブレコーダーの報告や運転にかかる苦情の申し出、又は事故が発生した場合には当該運転者に対してドライブレコーダーにより必要な指導を行う
- ⑬⑫のドライブレコーダーの記録を活用したドライブレコーダー体験を共有する
- ⑭非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導

※ バス運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと

1 バス運行に係る法令

(1) 旅客自動車運送事業に係る法令

①「道路運送法」（国土交通省）

②「旅客自動車運送事業運輸規則」（国土交通省）

運転者が遵守すべき事項

・危険物等を車内に持ち込まないこと・貸切バスの運転者は、乗務中運行指示書を携行すること

・運行前後の点呼 ・ 日常点検の励行

(2) 自動車の運転に係る法令

・「道路交通法」（警視庁）

・携帯電話、スマートフォン使用による重大事故事例

・乗客の荷物を落下させた重大事故事例

・最近の道路交通法の主な改正点

(3) 車両管理に係る規定（バスの点検、車両のチェックの必要性）

・「道路運送車両法」（国土交通省）

運転者に対しては、1日1回、運行を開始する前に日常点検を実施することが義務付けられています。

2 義務を果たさない場合の影響の把握

(1) 運転者に対する刑事処分

(2) 運転者に対する行政処分

(3) 会社に対する処分

(4) 重大事故を引き起こした場合の罰則及び加害者・被害者心理

裏面へ

指導・教育の内容	※ 運転者の労働時間について
	※ 2026年3月20日新名神高速 大型トラックによる「ながら運転」追突事故について
	※ 5月の重点管理（自転車との事故を防ぐ）
	【自転車の事故防止】身につけよう 交通マナーとヘルメット
	● 自転車の危険行動を予測する
	安全不確認や一時不停止等の危険な行動をする自転車がいることを頭に入れて、自転車の行動を予測した慎重な運転を徹底させる。
	● 自転車通勤の安全対策を講じる
	安全な自転車通勤ルールを選定や自転車点検の実施、ヘルメットの着用指導など、自転車通勤の安全対策を講じる。
● 登下校時の子供との事故を防ぐ	
子供との事故は、登下校時に多発している。やむを得ず学校付近を通行する場合は、十分に減速し、子供の動静に注意することを指導する。	

非公開